

令和4年4月28日

保護者 様

佐世保市立皆瀬小学校
校長 松瀬 伸吾

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業日における児童の学校の利用について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、佐世保市立小・中学校及び義務教育学校において5月2日（月）が臨時休業となりました。

このことに伴い、市教委より学校に「特別支援学級に在籍している児童生徒及び小学1～3年生の児童で、自宅で一人で過ごすことができない児童生徒がいる場合は、必要な対策を講じたうえで登校させる等の配慮を行うこと」と通知がありました。

つきましては、皆瀬小学校では、前回の臨時休業期間（令和2年5月11日～17日）の佐世保市教委方針に準じて、小学校のお子様や特別支援学級に在籍されているお子様において、保護者の仕事等により自宅で過ごすことが困難な状況にあるお子様につきましては、下記の要領で学校の利用ができることといたしますのでお知らせします。

臨時休業の決定から実施日まで期間が短かったため、急な対応となり誠に申し訳ございません。改めまして、感染症拡大防止のための臨時休業である趣旨へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 対象者

- 保護者の仕事等のため、下記の実施時間に自宅で過ごすことが困難な皆瀬小学校在籍の1～3年生。なお、4～6年生のお子様につきましても、ご家庭での対応がどうしても困難な場合はご相談ください。
- 特別支援学級に在籍している児童

※ 次の要件に該当される保護者の方等は、家庭において監護をお願いします。新型コロナウイルス感染防止を目的とした臨時休業措置であることから、自宅等で過ごすことが基本であることをご理解いただきますようお願いいたします。

- (1) 祖父母等の協力を得られる場合
- (2) 高校生や中学生等のご兄弟姉妹がいる場合
- (3) 高学年（4～6年生）の児童の場合
- (4) 仕事が休み又は休むことが可能な場合 など、家庭での監護が可能な方

2 実施日時 令和4年5月2日（月） 8：30～14：30

3 実施内容

校長の指定した教室等を活用した居場所の提供を行います。児童は自習や読書をして過ごします。教職員は見守りを行います。

4 利用申請

5月2日（月）に、保護者が直接、あるいはお子様を通じて、別紙申請書を学校にご提出ください。

5 利用にあたっての注意事項

- (1) 昼食の提供はありません。お昼の時間帯まで利用される場合は、弁当を持参させてください。
- (2) 実施にあたっては感染防止対策を講じますが、各家庭においても、手洗いやマスクの着用などの予防対策に努めるよう、協力をお願いします。
- (3) 発熱や風邪症状がある場合は利用できません。自宅でお子様の体温を計測するとともに、健康状態を確認し、発熱等体調不良がないことをご確認ください。

※登校後に発熱等が認められた場合は、保護者の方にお迎えをお願いします。速やかに連絡が取れるようにしていただきますようお願いいたします。

校長	教頭	担任

新型コロナウイルス感染症に関する一斉臨時休業日の児童の学校への通学・利用

申請書

佐世保市立皆瀬小学校長 様

学校の臨時休業日ではありますが、下記の理由により、保護者の責任において、学校への通学・利用を申請します。

1 申請理由（具体的にお書きください）

--

2 通学・利用日時（利用可能な時間は８：３０～１４：３０までです。）

日	曜	利用時間	放課後児童クラブの利用 (○で囲む)	備考
５月２日	月曜日	～	有 無	

3 申請者

提出年月日	令和４年 月 日 ()
	佐世保市立皆瀬小学校
年・組・番	年 組 番
児童氏名	
放課後児童クラブ名（利用する場合）	
保護者氏名	印
【緊急連絡先】	【緊急連絡先】